

○経済産業省令第十二号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第十一条第一項の規定に基づき、経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十日

経済産業大臣 西村 康稔

経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十七年経済産業省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

(フロン類の製造業者等に係る生産量又は輸入量の要件)

第二条 法第十一条第一項の主務省令で定める要件は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二条第三項第四号に規定するハイドロフルオロカーボンの種類ごとに、前年度（年度は、四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）における生産量又は輸入量（製造し、及び輸入する製造業者等にあつては、これらを合計した量。国内向け出荷に係るものに限る。）に地球温暖化係数（フロン類等の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的

(フロン類の製造業者等に係る生産量又は輸入量の要件)

第二条 法第十一条第一項の主務省令で定める要件は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二条第三項第四号に規定するハイドロフルオロカーボンの種類ごとに、前年度（年度は、四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）における生産量又は輸入量（製造し、及び輸入する製造業者等にあつては、これらを合計した量。国内向け出荷に係るものに限る。）に地球温暖化係数（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百十三号）第四条第四号から第二十二号に定める係数

に認められた知見に基づき経済産業大臣が定める
係数（平成二十七年経済産業省告示第五十四号）
をいう。）を乗じて得られる量を合算して得られ
る量（トンで表した量をいう。）が一万トン以上
であることとする。

をいう。）を乗じて得られる量を合算して得られ
る量（トンで表した量をいう。）が一万トン以上
であることとする。

附 則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。